

◆七番（尾崎充典）（登壇） それでは、議長のお許しをいただきまして、ただいまより一般質問をさせていただきます。

前回の質問では企業誘致による産業振興政策、障害者福祉政策、地球温暖化防止政策の三点を中心に県の取り組みについてお伺いいたしました。どれも非常に大事なテーマであり、重要な局面を迎えております。まずは、その後の確認のための質問をさせていただきます。

一点目の企業誘致による県内産業活性化については、企業に対してストレスを感じさせないスピード感など、私なりの思いも加えて提案させていただきました。知事は企業立地促進条例のようなものをつくって、基本的な仕組みをパッケージで提示して意欲を示す、あるいはメニューを自己認識する、その中で補助金などのようなものを入れていくというようなことを発表され、産業用地のカタログをバッグに抱えて、企業関係者の間を早く飛び回れる日を知事自身待っているとおっしゃいました。

そこで、知事にお伺いいたします。

企業立地優遇政策に関する新しい取り組みや他県におくれをとらないための対策を具体的な内容を踏まえて教えていただきたいと思います。さらに、本年二月に大阪で実施した企業立地トップセミナーの結果、企業誘致成立件数等の成果、そして企業誘致が成功して奈良県に来ていただけた企業に対して聞き取り調査はされていると思いますが、多くの県の中からもなぜ奈良県を選んでいただいたのかをあわせてお聞かせ願いたいと思います。

二点目の障害者福祉の取り組みについてですが、障害者自立支援法が二〇〇五年の郵政解散の自民党大勝利の結果、数に任せて可決成立してしまいました。受益者負担を障害者分野に導入する悪法が二〇〇六年四月に施行され、一年前の質問の時点では、障害者自立支援法施行から一年半後の障害のある人々の実情を訴えさせていただきました。そして、来春には抜本的な見直しも予定されており、社会保障審議会の審議の内容が明らかになってきています。しかしながら、厚生労働省は応益負担にこだわり、定率の負担の廃止は制度の否定に等しいとの考えが強いようです。食事をとる、トイレに行く、そのことが利益なのでしょうか。国連の障害者権利条例では、障害のない者との平等がうたわれています。食費や光熱費、居住費は障害者も収入に応じて負担するものとしていますが、反対に食事やトイレの介助、道を歩くためのガイドヘルプ、作業所の利用料は自己負担なしが当たり前であると考えています。

奈良県といたしましても、既に荒井知事を先頭に議会と一体になって国に対する意見書の提出等の取り組みを行ってきたところではありますが、障害を持つ人たちの立場に立った判断を国にさせていただくための働きかけを改めて要望しておきます。

前回、私の質問の中で障害のある人たちの地域移行の推進のための提案として、町の中にあるコンビニや商店、あるいはガソリンスタンドで障害のある人も利用しやすいお店であることや、障害のあるお客様に対して正しい理解をし、歓迎しますという意味表示のためのステッカーの作成という提案をいたしました。

そこで、福祉部長にお伺いいたします。

私がテーマにいたします、財政にあまり負担をかけることなく効果を得る取り組みとして、行政主導ではなく、地域社会と障害者団体が連携して理解と支援を進めるための努力をしていただき、県が応援させていただくような取り組みが効果的で実効性があると思いますが、私の提案を含めてどのように考えているのかお伺いいたします。

三点目の地球温暖化防止についてですが、地球温暖化は今や待ったなしのテーマです。前回の質問で県としても温暖化防止について何らかの取り組みが必要だと述べさせていただきました。答弁では、全国的にも家庭部門や業務部門での取り組みがおこなわれているのが実態であります。今後、県民一人ひとり、あるいは事業者が地球温暖化防止の取り組みを実践していただける、そのきっかけとなるような事業を検討するとともに、市町村など地域レベルでも取り組みが広がるきっかけとなるような事業を検討したいとおっしゃいました。

そこで、新たに私からの提案ですが、市町村、各自治会での独自の温暖化防止取り組みの結果、何キログラムの地球温暖化ガスが削減できたかを数値で積算するための指標を示して、貢献度を評価しやすくするためのお手伝いをすることで、結果を実感していただけるようになると思います。今、個人情報保護法により個人の情報の管理が安全に保たれる反面、数値目標の根拠となる自治会単位での電力・ガス消費量、マイカーの保有台数などの策定根拠となる大切なデータが教えていただけない結果ともなっております。私が住みます香芝市鎌田自治会では、独自に天ぷら油の廃油回収に取り組んでいただいております。このような活動を評価するためにも、一定の数値の算定が不可欠かと思えます。

そこで、景観・環境局長にお伺いいたします。

地域の取り組み結果を実績数値として把握できるような工夫をしていただくことが、地球温暖化防止対策の牽引者として奈良県をアピールしていくことにつながると考えますが、いかがでしょうか。この間の具体的な取り組みとともにお答えいただきたいと思います。

以上が前回のフォローの質問とさせていただきます。

次に、地方分権についてですが、先月の十四日に滋賀県で行われた近畿六府県議員交流フォーラムに参加させていただきました。その報告も兼ねまして、幾つかの論点に分けて質問を行いたいと思います。

地方分権は、第一次分権改革の地方分権一括法が二〇〇〇年四月に施行され、四百七十五本の法律が一挙に改正されることにより始まったと言えます。日本の法律の三分の一が改正されたことになり、明治維新、戦後改革に次ぐ第三の改革と位置づけられる大きな改革であり、前の二つの違いは明確なお手本となるものが世界に見当たらない点にあります。そういう点では未曾有の改革と言えます。従来、いや、現在もですが、国が考え、地方が実行する体制を変えて、地域のことは地域で決める体制に移行していく大変意義のある改革の真ただ中の今、県議会議員の立場にいることは本当に幸せであるとともに、責任の大きさに身が引き締まる思いであります。

また、今日までに先輩諸氏による奈良県議会における定数削減や政務調査費の透明性を高める改革や知事をはじめ、県当局の行財政改革の取り組みには敬意を表したいと思います。

さて、第二次分権改革と言われていますが、現状を簡単に述べますと、今からちょうど二年前に地方分権改革推進法が成立、二〇〇七年四月に地方分権改革推進委員会が設置され、早速その年の五月に地方分権改革推進に当たっての基本的な考え方を取りまとめ、同じ年の十一月に中間的な取りまとめを行い、ことし五月に第一次勧告を取りまとめました。そして、来週の月曜日、八日に第二次勧告が予定されています。いずれにしても、地方分権の流れはとめることができないことを認識する必要があります。地方分権は国と地方が対等なパートナーシップの関係に転換して、地方自治体の自治の行政権のみならず、立法権や財政権が付与された完全な形での地方政府を樹立することを意味します。しかしながら、分権改革の名をかりた小泉内閣が取り組んだ

三位一体の改革により、奈良県の財源は平成十六年から十八年の三年間で実質三百九十五億円が減少したのが現実です。

また、先月二十六日の全国町村長大会で強制合併につながる道州制には断固反対と特別決議が採択されました。市町村合併を強制すれば、多くの農山漁村の住民自治が衰退の一途をたどり、国の崩壊につながるとの意見表明でした。まさに本県にも当てはまると思います。奈良県の場合、財源の伴わない改革では損をするばかりであり、来年度にも法案提出が予定されている新分権一括法では、我が県が権限に見合う十分な財源を確保できる仕組みとなることが重要です。中途半端な骨抜き改革は地方の格差を増大、固定させるおそれがあるために、地方分権改革推進委員会の第二次勧告や同本部の第二次要綱を油断することなく注視していないと簡単に骨抜きにされ、奈良県が財政的に切り捨てられてしまうことになりかねません。

いずれにしても、権限、財源の移譲が行われればその分責任も大きくなります。知事をはじめ県庁組織は当然のことながら、我々県議会も従来の手法に固執することなく、地方政府の受け皿足り得る議会改革が必要となることは必然と思われまます。

近畿の県議会改革では、大阪府、滋賀県、京都府に参考となる取り組みがございました。今、私は議員の皆さんに向かってお話をさせていただいております。実はこれからお話する内容は、議員の皆さんにも聞いていただきたい内容ですので、この向きは自然な形なのですが、通常は理事者の皆様に対する質問なり、要望にもかかわらず、理事者の皆様に背中を向けてお話ししていることとなります。滋賀県と大阪府は対面での質問方式に変更しました。滋賀県議会では、対面用の席を新たに設けずに、ちょうど岡議員と大国議員の席を使用して質問席としていました。さらに、三府県とも一括質問方式にするか、分割質問方式にするかの選択を議員がみずから選べるように変更したようです。議員が訴えやすい方法を選ぶことができる点が柔軟で導入しやすい制度だと思われました。

また、分割の場合、自席から答弁席までの移動時間のむだについては滋賀県が運用の工夫により解決していることもわかりました。三府県では新方式の導入に当たり、本会議が委員会のようにになってしまう場合があるとの実例による問題点も報告されましたが、このことは議員も理事者も汗をかき努力を続けることにより解決できると思います。成熟したわかりやすい議論ができるようになれば、傍聴者や視聴者の皆様にとっては論点が明確になり、県政に興味を持っていただくきっかけとなります。このような質問形式の変更のほかにも予算・決算委員会の常設や夜間議会の開催に自主的に取り組んだという例もあるようです。

また、荒井知事のスピード感のある政治手法に議会も対応して、専決処分の多用による混乱を避けるためにも、三重県議会のように会期を二百四十日にすることも必要かと思えます。もちろん、今述べたのは改革のほんの一部にすぎませんが、繰り返しますが、我々議員が必ずまず変わらなければなりません。ほとんどが我々がやる気になればできることばかりです。既に議員発議による条例が成立しました。そして、委員会発議による条例も今取り組んでいただいております。自主的な議会改革を具体的に行うに当たっては、議会運営委員会や各派連絡会での検討事項になると思いますが、ぜひに、議会改革検討会のようなプロジェクトチームを議会みずから設置していただくきっかけになることを期待いたします。

そして、一番大事なのは県民の意識が変わることが不可欠です。先日のマスコミによる世論調査で市民意識の成熟を感じさせる結果が出ていました。皆様も周知のことではありますが、定額

給付金に対して不要な政策と思う人が六三%に上り、将来的な本当の安心を望む声が多かったようです。さらには、消費税の増税の考えを表明した総理を評価する人はしない人をわずかに上回りました。税金のむだ使いをしないことが絶対条件なことは当然ですが、今までにこのような世論調査の結果は記憶にございません。残るは我々の議会改革を通して知事をはじめ、理事者の皆様と緊張感のある関係をつくることによる成熟した奈良県政府の実現と県から市町村へのニーズに即した権限の移譲の準備です。

私は、地方分権には県から市町村への権限移譲、つまり地方分権をまず推進すべきかと考えます。先日、分権のトップランナーと題して県から市への権限移譲の実例を取り上げた新聞記事を読みました。広島県三次市では、二〇〇四年の四町三村の対等合併をきっかけに市が分権の受け皿として基盤整備し、住民に便利になったと実感してもらえるようにという目標を持って取り組まれたようです。旅券の申請受付・交付業務をはじめ、身体障害者手帳の申請・交付、農地の転用許可、建築確認、県道の管理など県から移された事務と権限は九十七に上ります。これは、全国の市町村でもトップクラスの移譲数です。

一方、地方分権委員会は都道府県が分権に積極的かどうかでも大きく違ってくると分析しています。広島県では、移譲の準備として今後必要となる専門知識を持つ人材育成のために市町職員研修を実施し、県職員派遣制度を設けるなど、具体的な環境整備に取り組まれました。

そこで、知事にお伺いいたします。

市町村にスムーズに事務を移譲するためには、県として受け皿となる市町村の環境整備が必要だと考えますが、県内市町村の事務移譲の現状と今後の取り組みについてもお聞かせください。

次に、私の認識では知事が地方分権や道州制に対して懸念を持っておられるように感じております。しかし、今の政治体制でも流れは変わることがないように思われます。そして、政権交代が実現すれば民主党はひものつかない交付金二十兆円、あえてこの表現を使いますが、を予定するなど、分権が加速することが予想されます。好むと好まざるにかかわらず、地方分権の流れは進んでいき、そのための準備は必要であると考えています。そして、先般、麻生総理が農林水産省地方農政局と国土交通省地方整備局の統廃合を検討するように地方分権改革推進委員会に指示しました。統廃合が実現すれば、国の出先機関との地方自治体による二重行政が解消されて、地方分権も進展しますが、大量の職員の身分の移譲や財源移譲には懸念もあるように思われます。

そこで、知事にお伺いいたします。

現時点での地方分権改革に対する知事の基本的な考え方をお伺いいたします。

壇上の最後に、地方分権改革による準備のための議会改革も県庁改革もここまでやればオーケーというゴールはないように思います。我々議員も知事も職員も汗をかき、努力を続けなければならない、そんなシステムをみずからがつくることで、理想かもしれませんが、現在いただいている議員報酬や職員報酬が県民に安いと感じていただけたら一定のゴールかもしれません。という私なりの思いを述べさせていただきます、壇上での質問を終わります。(拍手)

◆七番（尾崎充典） 非常に前向きな丁寧なご答弁ありがとうございました。

企業誘致についてですが、知事は道路とカタログ在庫以外は多分他県に負けない自身がある奈良県をアピールしていただいたように思いますが、先日、日経ビジネスという雑誌がありまして、十二月一日号を見る機会がありました。その中で「企業誘致、最終戦争へ 工場、呼んでこ

い」というようなテーマで記事を読みましたが、九州や東北の自治体が企業誘致にしのぎを削っている内容でございました。場所的な優位性とかを考えると、奈良県は彼らといますか、その自治体と同じような努力をすれば十分勝てるような気がいたしました。これは要望でも何でもありませんが、ぜひ一読していただけたらと思います。

次に、地方分権ですが、知事の認識と私の認識はほぼ一緒でございます。奈良県が損をしないような地方分権を奈良県がアピールするというちょっとお話をさせていただきたいと思うんですが、地方分権は全国一律の制度を目指すものではないように私は思っております。地方の特徴に応じた多様な制度を認めることが基本にあるということで、沖縄県では九州に属することを望まず、沖縄州として道州制を希望しているようです。もともと日本に返還される前に二十七年間琉球政府を経験した自信があるということなんですけども、経済人や学識者の方々が中心になってそういうアピールをしています。

一方、大阪府、橋下知事は先週に地方分権改革ビジョンなるものをこういう文書でホームページに載せておりました。大阪府ではやっぱり大阪府が中心になって関西州を推し進めるという内容になっておりました。

質問としてなんですけども、大阪中心の関西州の発想は意見の分かれるところだと私も思いますが、国や県民に対して地方分権の奈良県としての、先ほど述べられたような考え方を何らかの形で沖縄や大阪のようにアピールしていくことが必要だというふうに考えました。

また要望としましては、仮に農政局と地方整備局の職員を受け入れるような場合は、奈良県の中途採用枠を拡充して、一般の方と一緒に試験を受けていただけたらというふうに要望しておきます。

それに景観・環境局長に要望でございますが、温暖化対策としてのCO₂、先ほど言うていただいた、な～らは非常にキャラクターがかわいいと思います。せんとくんファミリーに加えていただいて、できることならぬいぐるみにしても万人に受けるキャラクターだと思いますので、ぜひにアピールしながら、単位も一な～らというのを強調していただいて、一層の政策をやっていただけたらなというふうに思います。

知事に対する質問だけですが、再答弁をお願いいたします。

◆七番（尾崎充典） ありがとうございます。どうしても橋下知事や東国原知事の発言はニュースに流れるんですが、知事のはなかなか取り上げていただけないようになるんでしょう、と思います。

そういう意味も込めまして、できたら、ホームページなんか載せて、奈良県はこうしないとだめなんだということを国に対してアピールするということをお願いしたいと思います。

最後になるんですが、先日の近畿の議員フォーラムの中でちょっと話あった内容を追加で時間がありますので言いますが、六府県での議員の皆さんの共有のシンクタンクを持ってはどうかという提案なんかの議論もされました。そういうこともお伝えしておきます。

それと、環境については新たな知識としまして、二〇五〇年までに世界での排出量を五〇%にするという、温暖化ガスを五〇%にするということなんですけども、これは実際には日本のノルマは八〇%削減と、もう根本的にシステムを変えないと実現不可能、八〇%を削減するというようなことを勉強させていただきました。

最後に県民の皆様にもお願いでございますが、先日、市町村振興課の作成されました財政状況というのを県でつくらせていただきました。あなたの町の財政状況というパンフレットは、市町村の財政状況を一般家庭にたとえ説明していただいております、大変わかりやすくなっております。県民の皆様にもぜひごらんになっていただいて、そして同じテーブルに乗って、同じ立ち位置でそれぞれの町の未来を真剣に一緒に考えていきたいなというお願いをして私の質問を終わります。ありがとうございました。